

国への意見書採択の資料

目 次

6. 半田市	1
9. 津島市	2
24. 知多市	3
42. 扶桑町	4
43. 大治町	6
55. 設楽町	7
全国市長会議	11

発 行 愛知自治体キャラバン実行委員会

国民健康保険制度の改善を求める意見書

国民健康保険制度は憲法25条に基づく国の制度であり、国民健康法第1条には「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と明記されている。

しかし、保険料は引き上げられ、昨今の経済不況による収入の減少や非正規雇用者の増大などで支払いが困難となっている世帯が増え続けている。

平成20年度の全国平均の収納率は88・35%となり、前年度比で2・14ポイント低下し、国民皆保険制度となって以来、最低になっている。

保険料が高くなった最大の原因は、国の国庫負担率の引き下げにある。

よって国に対し、誰もが安心して医療が受けられるよう国民健康保険制度を改善するため下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1、国庫負担率の引き上げをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 7月 2日

半田市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣

9. 津島市
資料⑤ 国に提出した意見書の写し

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護従事者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれている。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのために、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考える。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的な基盤整備について、下記事項の取り組みを早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 2025年までに、“介護施設の待機者解消”を目指すこと。そのために、介護3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）を倍増させ、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウスなど）、グループホームを3倍増すること。
- 2 在宅介護への支援を強化するため、24時間365日の訪問介護サービスに対し、大幅な拡充を行うほか、家族介護の休息がとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大すること。
- 3 煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続き及び要介護認定審査を簡素化し、すぐに利用できる制度に転換すること。
- 4 介護従事者の大幅な給与アップなど待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 5 介護保険料の上昇を抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担でまかなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

愛知県津島市議会

(送付先)

内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿	衆議院議長	横路 孝弘	殿
厚生労働大臣	長妻 昭	殿	参議院議長	江田 五月	殿

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では特別養護老人ホームの入所待機者が42万人にも上り、また在宅介護における家族の心身の負担増など、深刻な問題が山積している。しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれ、今後さらに進展する高齢化社会への対応は急務である。これらを見据え、安心して老後を過ごすことができる社会の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充、在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

よって国におかれては、介護保険制度の抜本的改善に向け、下記の事項に早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 2025年までに、介護施設の待機者解消を目指すため、特別養護老人ホームなど介護保険3施設やケアハウスなどの特定施設及びグループホームを増設すること。
- 2 在宅介護への支援を強化するために、訪問介護サービスの大幅な拡充を図ること。
- 3 煩雑な事務処理や要介護認定審査を簡素化し、利用しやすい制度に転換すること。
- 4 介護従事者の介護報酬引き上げなど待遇改善を図ること。
- 5 介護保険料を抑制するため、公費負担割合の引き上げに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

愛知県知多市議会

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

鳩山政権は障害者自立支援法の廃止方針を決め、障害を持つ当事者が半数を占める「障がい者制度改革推進会議」を設置した。

しかし、新法制定は4年後といわれている。そして、一番の問題点である利用料の『応益負担』と報酬（運営費）の『日額払い方式』については、即時撤廃を行なうべきと多くの関係者が主張するが、いまだ撤廃の方向性は見えていない。

障害があるが故に生きていくために必要な社会の支援を受けることを「応益」といい、負担を課す『応益負担』は、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活の保障」に照らしても、障害者（児）福祉になじまない。

自立支援法施行以降、日額払い方式で報酬（運営費）が支払われる仕組みによって、施設経営は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることで乗りきろうとした施設が続出した。その結果、多くの職員が職場を去り、障害施設の人材不足は深刻である。人材確保のためにも、日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを撤廃することが早急に必要である。

政府は来年度予算案に、障害福祉サービス・補装具の負担軽減として107億円を盛り込み、住民税非課税世帯は無料とした。しかし、自立支援医療は対象外とされ、当初の想定必要経費300億円の3分の1程度にとどまり、応益負担の仕組みも残されたままである。

国が、新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」をそのまま放置しておくのは矛盾である。問題点を改善し、障害者（児）の生きる権利を保障するよう早急に手だてを打つ必要がある。

よって、国においては、障害者（児）の権利を最優先に以下の事項について強く要望する。

記

1. 新法制定までの措置として、自立支援法の『応益負担』を『応能負担』に、『日額払い方式』を『月額払い方式』に、早急に変更すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
財務大臣	菅直人	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿
総務大臣	原口一博	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会

人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引上げを求める意見書

近年、高齢者介護事業を筆頭に社会福祉施設等における職員確保が極めて重大な困難に直面しています。介護は、住民の暮らしや安心の確保において、必要な仕事であるにもかかわらず、実際には低賃金、少ない人員配置による長時間で過酷な労働実態が慢性化し、離職者が増加する一方、求職者が減少する悪循環を引き起こしています。介護従事者を育成する専門学校や大学でも定員を大きく割り込むところも少なくありません。

今年、国会で「介護従事者等の処遇改善に関する法」が成立し、来年4月までに「必要があると認めた場合は、必要な措置を講じる」とされました。この間、厚生労働省は、「安心と希望の介護ビジョン」や「社会保障審議会介護給付部会」において審議を進め、政府与党は10月30日に「追加緊急経済対策」を発表し、介護報酬の3%の報酬アップと1200億円規模の補助を発表しました。しかし、3%で2万円の引上げというものの、多くの施設で職員を加配して業務を行っている現状、急増する非正規労働者の賃金・労働条件改善を考慮すると、3%で一人当たり2万円の引上げになるとは言えずまだまだ不足です。過去2回の改訂により引き下げられた分(△2.3%、△2.4%)の回復にもなっていません。

また、厚生労働省は、3%引上げ分は介護労働者の賃金引上げにのみ充てる分として計上したと明言したものの、その実行を担保する具体的なシステムについてはいまだ図られていません。それに加え、保険料への国庫負担を3年間の経過措置とし、それ以降の財源を「消費税引上げ」に求めている点は、将来的に国民負担に転嫁するものであって重大な問題です。

政府の次年度予算において、少なくとも5%の介護報酬の引上げが実現されることが、介護職場における人材確保問題の実効性を伴った解決につながります。

つきましては、介護職場の人材確保問題を解消していくために、下記事項について実施するよう要望します。

記

1. 2009年度予算では、国の費用負担によって介護報酬単価の5%の引上げをし、介護施設等の職員の賃金・労働諸条件を公務員と同等の水準に保障すること。
2. 同様に、介護施設の職員配置基準を改善すること。
3. 引上げられた報酬単価が、職員の賃金に確実に反映されるよう制度を改めること。
4. 前項の改善のための費用は、保険料や利用料に転嫁しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月18日

内閣総理大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 舛添 要一 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会



国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

国民健康保険の加入者は、当初は農業者や中小商工業者であったが、近年、無職者やフリーターや年金生活者など、所得水準の低い人が多くなり、医療費の増加などを受け、加入者の保険料負担は重くのしかかっている。長引く経済不況、医療の高度化による保険給付費の増加などにより、国民健康保険財政においてはいつそう深刻な状況である。

こうした中、本町では「払いたくても払えない」高い保険税になっており、そのため保険税を払えない加入者が年々増加し、大きな滞納額となっている。

保険税が高くなった最大の原因は、国が1984年に国民健康保険法を改定し、国庫負担の割合を45%から38.5%に引き下げたことにある。これにより国民健康保険税が一举に高くなり、滞納額が増大した。

よって、国におかれては国民健康保険法第1条に定める目的である「社会保障及び国民健康保険の向上に寄与する」ため、国の責任において国民健康保険税を引き下げ、保険者の負担を招くことなく、安定した国民健康保険制度の運営が可能となるよう、国庫負担の割合を元の45%に引き上げるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 7 月 6 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿 (各通)

愛知県海部郡大治町議会

議長 織田八茂

安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書

日本の65歳以上の人口は、2,800万人を超え、総人口の20数%に達している。ところが無年金者が100万人を超えると推定され、国民年金のみの平均受給月額が4万8千円である。高すぎる国民年金保険料が払えない国民が5割を超え、厚生年金未加入事業所も多数にのぼっている。

高齢化社会を迎え、無年金、低年金を無くし、公的年金制度の充実が、国民の切実な願いである。

こういった中、「宙に浮いた年金」や「消えた年金」の問題の解決を急ぎ、社会保険庁を解体・民営化せず、政府の責任で年金記録の完全解決を図ることとあわせて、国民が公的年金の保険料が払える雇用環境も含め、将来にわたって持続可能な年金制度を維持し、向上、確立させることは国の大きな責任である。

すでに政令指定市長会、全国市長会も「最低保障年金制度」を含む要望を政府に提出している。年金財源に消費税を充てるのではなく、応能負担・累進課税による全額国庫負担の最低保障年金制度を作り上げることがもとめられている。政府、厚生労働省は検討に入るとしているが、現受給者の無年金、低年金の解決を含めて検討を急ぐことが必要である。

以上の趣旨から以下の項目について緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 国の責任で「宙に浮いた年金」問題を早急に解決すること。
2. 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、今の無年金者や低年金者もなくなるため検討を急ぐこと。
3. 受給資格年限を10年に短縮し安心して暮らせる年金制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

愛知県北設楽郡設楽町議会

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

財務大臣 藤井裕久

総務大臣 原口一博

厚生労働大臣 長壽昭

介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書

国民の暮らしが脅かされるなかで、高齢者の医療費負担増とあわせ、国民健康保険料（税）や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」「安心して老後をおくりたい」と切実な声があがっている。

ところが10年目を迎えた介護保険制度は、こうした願いに応えるどころか、3年ごとの保険料引き上げ、部屋代や食費の徴収、介護用ベッドの取り上げ、家事援助の制限などがされた。それだけでなく、施設入所もままならず家族介護と介護費用の二重の負担が増大するなど深刻な事態が生じているにもかかわらず、2009年度は介護認定調査の見直しまでおこなった。

いまこそ、介護を必要とする人が、いつでも、どこでも、お金の心配なく十分な介護サービスを利用できる介護保障制度を確立することが求められている。

また、介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなど介護労働者は、介護報酬が3%引き上げられ、「処遇改善交付金」も出されたが、慢性的な人手不足の解消などの改善にはつながっておらず、一層の支援が求められている。

以上の趣旨から政府におかれては、誰もが費用負担の心配なく安心して介護が受けられるよう下記事項の実現を求める。

記

1. 介護保険の国庫負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。
2. 居住費や食費など自己負担や利用者の利用制限を取りやめ、必要なサービスを保障すること。
3. 特別養護老人ホームなどへの施設建設補助金を復活・拡充すること。
4. 国の財源で介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

愛知県北設楽郡設楽町議会

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

財務大臣 藤田裕文

総務大臣 原口一博

厚生労働大臣 長寿昭

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書

女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）に示されるように、依然として少子化傾向が続いている。その要因として劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎることがあげられる。子どもの医療にかかる費用や妊産婦健診費用は若い世帯にとって大きな負担である。

格差と貧困がひろがるなか、お金のあるなしにかかわらず、安心して子どもを産み、育てられる社会をめざして、子育て施策を拡充していくことは、国の責任である。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 義務教育終了までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。
2. 現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。
3. 就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

愛知県北設楽郡設楽町議会

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

財務大臣 藤井裕久

総務大臣 原口一博

厚生労働大臣 長妻昭

社会保障費2, 200億円の削減方針の撤回と医師・看護師不足の解消を求める意見書

深刻な医師不足、看護師不足は、地域の病院の診療科の縮小・廃止をもたらし、必要な医療を受けることができないという重大な事態を地域の中に発生させている。これらの原因は、政府が長年に亘ってとってきた「医療費抑制政策」とそのもとでの「医師養成数削減」にある。

OECDデータでは、日本の人口1,000人当たりの医師数は2.1人であり、OECD平均3.1人をはるかに下回り、少なさの要因は、「政府が医学部入学定員を制限していることである」と明記するほどです。

深刻な医師不足の解消には、医師数の絶対数を増やすことに、制度としても財政措置としても特別の対策が求められる。医師の養成数を大幅に増やし、国民から求められる医療に十分に応需できる体制の確保のために必要な法律や財政措置を強く求める。

また、看護師確保法の制定以来、看護職員等の人員確保については一定の効果をあげているが、いまだ離職の勢いは止まらず、看護師不足は、看護師確保競争や病院の病棟閉鎖、過酷な勤務実態などを引き起こしている。安全で行き届いた看護を実現していくためには、看護職員の増員と離職防止は切実な課題となっており、看護職員確保法が看護職員確保と離職防止に有効で実効性を伴うものへと整備されることを求める。

医療・介護・福祉・年金など社会保障を充実するためには財源措置が不可欠です。閣議決定の「骨太の方針2009」において社会保障費の自然増分の2,200億円の歳出削減策を2010年予算編成では適用しないこととされているところだが、あくまでも期間限定的な内容であり、あらためて社会保障費の抑制政策そのものを根本的に見直すことを求める。

記

1. 社会保障費を毎年2,200億円削減する方針を撤回し、医療・介護・福祉・年金など社会保障に必要な財源措置を講ずること。
2. 医師の養成数を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けて必要な法律（仮称・医師確保法）を制定し、必要な予算措置をとること。
3. 国会において全会一致で採択された配置基準を満たす看護師等の大幅増員と夜勤を月8日以内に規制するなど「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を早急に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

愛知県北設楽郡設楽町議会

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

財務大臣 藤井裕久

総務大臣 原一博

厚生労働大臣 長寿昭

(10)

全日市長会議 2010年6月9日

国民健康保険制度等に関する提言・要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 高齢者医療制度改革について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないためにも、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国保制度の再編・統合等を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国保制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。
また、保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。
- (2) 制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システム経費等について必要な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設けること。
- (3) 国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務化など実効ある保険料収納対策を講じること。

- (5) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (6) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (7) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減等について、十分な財政措置を講じること。
- (8) 介護保険料及び後期高齢者支援分の負担により、保険料(税)収納率の低下等を招く恐れがあることから、国保運営に更なる支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。
- (9) 特定健康診査・保健指導について
 - ① 市町村国保に義務付けられている特定健康診査・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、特定健康診査・保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、市町村国保と被用者保険との円滑な連携の仕組み等を整備すること。

なお、特定健康診査の検査項目について検証すること。
 - ② 特定健康診査・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (10) 70歳から74歳までの高齢者に係る医療費の一部負担割合引上げ凍結に伴う高額療養費負担増について、財政措置を講じること。
- (11) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう制度化すること。
- (12) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増について、財政措置を講じること。
- (13) 医療費適正化対策を推進するため、都市自治体が実施している健康対策への財政支援を充実するとともに、医療関係者等に対し、実効あるジェネリック医薬品の更なる普及促進策を講じること。
- (14) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

(15) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置等について平成 23 年度以降も引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、被保険者及び地方の意見や実情を十分に踏まえるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

(2) 平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

(3) 健康診査・保健指導等について、十分な財政措置を講じるとともに、より被保険者に相応しいものとする。

(4) 不均一課税の対象となっている離島など医療確保が困難な地域に対し、医療費の地域格差の特例に基づく不均一課税に対する財政措置等を講じること。

少子化対策に関する提言・要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

2. 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)事業について、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。

3. 子育て世帯に対する減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

また、税制改正に伴い、所得税及び個人住民税が増額する世帯について、税額等と連動する諸制度の負担に影響が生じないように必要な措置を講じること。

4. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、病児・病後児保育事業等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考

慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。

また、第3子以降の保育料について、現行の無料化の基準である同時入所に関わらず無料化するなど、保育料の無料化の範囲を拡大すること。

- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図るとともに、財政措置を講じること。
- (7) 幼保一体化等を含めた保育分野の制度・規制改革について、都市自治体の裁量権を拡大するなど、地域の実情や利用者に応じた安定的な保育制度を実現すること。
- (8) 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
- (9) 認定こども園整備事業及び認定こども園事業費について、平成23年度以降も継続するとともに、地域の状況に応じ財政措置の充実を図ること。
- (10) 「子ども・子育てビジョン」において数値目標等が示されている事業について、確実に財源を確保するとともに、事業を計画している都市自治体に対し十分な財政支援措置を講じること。

6. 放課後児童対策について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、両事業に係る国の所管を一本化するなど、一体的に推進できる体制に整備し、十分な財政措置を講じること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

7. 子ども手当について

(1) 平成 23 年度以降の子ども手当は、システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。

(2) 子ども手当の在り方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。

(3) 子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うこと。

8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

9. 父子家庭についても「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図ること。

10. 母子家庭自立支援給付金事業について、経済対策の観点からも十分な財政措置を講じること。

11. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。

12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。
15. 出産育児一時金の加算措置について、平成 23 年度以降も継続すること。
16. 里帰り出産による新生児及び妊産婦に対する訪問指導事業について、費用負担を含め、全国統一の制度とすること。
17. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。

全日市長会議 2010年6月9日

国民年金に関する提言・要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないように適正に交付すること。
4. 年金裁定請求事務等の日本年金機構への移管をはじめ、裁定請求の結果の市町村への通知、市町村窓口での事務の簡素化、被保険者の利便性に十分配慮した方策などについて検討すること。
5. 年金事務所について、専任事務員を配置するなど、都市自治体からの照会に対して適切かつ十分な対応ができる体制に整備すること。
6. 日本年金機構が実施する「年金出張相談」について、住民の負担軽減及び年金制度の信頼回復のためにも、事業縮小することなく引き続き開催すること。